

岩手県告示第2号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成26年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
社団医療法人啓愛会宝陽病院	花巻市石鳥谷町新堀第15地割23番地	平成29年1月4日